



平成29年 6月 6日

各 位

会社名 : 株式会社トプコン
代表者名 : 代表取締役社長 平野 聡
(コード番号 : 7732 東証第一部)
問合せ先 : 取締役兼執行役員
財務本部長 秋山 治彦
(電話番号 03(3558)2536)

取締役に対するストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年6月6日開催の当社取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、ストックオプションとしての新株予約権を発行することに関する議案を、平成29年6月28日開催予定の第124期定時株主総会に付議することを決定致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 スtockオプションを導入する理由

当社の業績に向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上に資することを目的として導入する。

2 取締役に対するストックオプションの具体的な内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる個数は計1,000個を上限とします。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個あたり当社普通株式100株

なお、普通株式に関する株式分割又は株式併合等により、付与株式数の調整をする必要がある場合には、当社が必要と認める調整を行います。

(3) 払込価額

新株予約権1個につき、ブラックショールズモデルにより算出した公正価額とします。

但し、会社法246条第2項の規定に基づき、金銭による払込に代えて、新株予約権の割当を受ける者が当社に対して有する報酬請求債権をもって相殺いたします。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり1円とし、これに割当株式数を乗じた金額とします。

(5) 権利行使期間

割当日の1年後の応当日を権利行使期間の始期とし、権利行使期間の始期から10年後の応当日を権利行使期間の終期とします。

(6) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

(7) 行使条件

新株予約権の行使にあたっては、下記の全ての条件が成就されていることを要するものとします。その他の行使条件については当社取締役会において定めるものとします。

- ① 新株予約権者が割当日から1年以上、割当日に就任していた役職と同等以上の役職に継続して就任していること（但し、割当日から1年以内に行われる定時株主総会の終了時において任期が満了する者については、当該任期満了時まで継続して就任していたこと。）。
- ② 新株予約権者において当社就業規則に定める各懲戒事由相当の事実が発生していないこと並びに当社の定める内部規律及び当社と締結している契約に違反していないと当社が認めること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合においては、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、新株予約権者の死亡した日から3か月以内に、当社の定める方式にて行使すること。

(8) 当社が新株予約権を取得する事由及び取得の条件

当社取締役会が定める場合のほか、当社は、新株予約権を、下記①の場合については①の決算が取締役会において承認された日以降において、下記②乃至④の場合は当該事実が発生した時点以降において、取締役会で別途定める日に、無償で取得することができるものとします。

- ① 割当日の属する事業年度の当社の連結損益計算書において当期純損失となった場合。
- ② 当社の組織再編等において当社取締役会が必要と認めた場合。
- ③ 新株予約権者において当社就業規則に定める各懲戒事由相当の事実が発生した、当社の定める内部規律又は当社と締結している契約に違反した等と当社が認めた場合。
- ④ 新株予約権者が当社から解任された場合。

以 上